

令和 7 年 1 月
関西広域連合議会臨時会

報 告 書

令和 7 年 1 月 28 日

関西広域連合議会議員 原 徹 臣
同 福 山 博 史

議 事 日 程

令和 7 年 11 月 20 日 (木)

午後 1 時開議

第 1 諸般の報告

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 第 12 号議案 (広域連合長提案説明)

第 5 一般質問

第 6 第 12 号議案 (討論・採決)

第 7 令和 7 年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 10 号議案
(委員長報告、討論・採決)

第10号議案

令和6年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

令和6年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊令和6年度関西広域連合歳入歳出決算書のとおりであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

関西広域連合広域連合長 三日月大造

第12号議案

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月20日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「第19条第1項」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第13条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- （法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第13条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第13条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をしようとする会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第13条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めることとする。

第14条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第15条を次のように改める。

第12号議案

(部分休業の承認の取消事由)

第15条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、会計年度任用職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例第13条の4の規定の適用については、同条中「10」とあるのは、「3分の10」とする。

令和7年11月臨時会 質問項目一覧

	府県市	質問者	質問時間	質問項目
1	京都府	小鍛治 義広 議員 (分割)	16分	1 大阪・関西万博を契機とする関西広域連合の「産業力」の向上について (1) スタートアップ・中小企業支援について (2) 最先端技術の社会実装について 2 大阪・関西万博に伴う人流変化の分析及び「ワールドマスターズゲームズ2027関西」への経験値の活用について (1) 人流変化の分析に係る取組状況について (2) ワールドマスターズゲームズ2027関西への経験値の活用について 3 ジオパークに関する取組の現状及び今後の展開について
2	京都市	宇佐美 賢一 議員 (一問一答)	8分	1 副首都構想について 2 もう一つの極・関西を目指す中、京都御所への認識について
3	滋賀県	田中 松太郎 議員 (分割)	16分	1 デジタル化の推進について (1) 関西広域データ利活用 官民研究会について (2) オープンデータカタログサイトについて (3) 第6期広域計画について 2 「いのち輝く未来社会のデザイン」の精神を継承するレガシーについて (1) 「いのち育む“水”のつながりプロジェクト」の成果について (2) 長期的な視点でみた万博レガシー継承について
4	和歌山県	中尾 友紀 議員 (分割)	16分	1 広域リージョン連携について (1) 「関西広域リージョン連携」の取組について (2) 第6期広域計画との関係性について 2 ドクターへりの安定運航について (1) 運航停止期間中の対応状況について (2) 退職自衛官の技能を活かした整備士の確保について (3) 整備士の支援について
5	奈良県	小村 尚己 議員 (一括)	16分	1 関西防災・減災プランの改訂について 2 関西広域連合の今後の取組について
6	徳島県	原 徹臣 議員 (一括)	12分	1 関西広域連合における「自動運転の社会実装に向けた取組」について 2 がん対策の推進について 3 関西一円の「自然」を活かした観光振興について 4 営農型太陽光発電制度の改善について
7	鳥取県	鳥羽 喜一 議員 (一問一答)	8分	1 高市内閣発足における関西広域連合への影響について (1) 今後の政策提言の方向性について (2) 副首都構想に対する関西広域連合のスタンスについて (3) 防災庁創設について
8	大阪府	須田 旭 議員 (一問一答)	6分	1 中枢拠点の分散化について（「災害に強い関西」の実現） 2 構成府県市の防災計画等との連携及び今後の防災体制の強化について
9	大阪府	鈴木 憲 議員 (一問一答)	14分	1 ドクターへりについて (1) ドクターへりの事業主体と機体所有者 (2) ヒラタ学園への委託の経緯 (3) 関係機関との協力体制の確保 2 第6期広域計画について (1) タイムテーブルの必要性 (2) 第6期広域計画における「副首都」の位置づけ (3) 「副首都」に関する国への働きかけ
10	大阪市	岸本 栄 議員 (一問一答)	12分	1 災害時におけるドローンの活用について 2 広域環境保全の取組について 3 関西文化の次世代継承に向けた取組について
11	堺市	的場 慎一 議員 (一問一答)	8分	1 紀淡海峡ルートについて (1) 関西広域連合としての現状認識 (2) 今後の取組について
12	兵庫県	戸井田 ゆうすけ 議員 (一問一答)	10分	1 重要文化財を保護していくための取組について 2 スポーツを通じたシビックプライドの醸成について
13	兵庫県	藤田 孝夫 議員 (一問一答)	10分	1 北陸新幹線について (1) 関西圏域のルート決定について (2) 関西広域連合内での合意形成について (3) 地元の負担軽減について
14	神戸市	よこはた 和幸 議員 (一問一答)	8分	1 災害対策について (1) 防災機能のバックアップについて (2) 帰宅困難者対策について 2 府県域を超えた広域での取組推進について (1) 外国人観光客への情報発信 (2) 有害鳥獣対策について

本県選出議員の質問概要

原 徹臣 議員

1 関西広域連合における「自動運転の社会実装に向けた取組」について

(質問要旨)

現在、我が国ではあらゆる分野で人手不足が課題となっている。特に社会経済活動の根幹を支える公共交通分野や物流における運転手不足は、このまま推移すれば、国民生活の質と地域経済の活力を著しく損なう深刻な問題であると考える。

公共交通分野では、国において、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの制度構築がなされ、各地域において公共交通維持に向けた新たな一歩が踏み出されている。

しかしながら、こうしたライドシェア制度は、依然として運転手、一般ドライバーの確保を前提としており、いま現在ですら、一般ドライバーの確保がままならない過疎地域や、過疎地域以外においても、将来的な人口減少の進行を考えた場合には、根本的な課題の解消には至っていない。

また、物流業界においても、近い将来サプライチェーンの維持そのものが危惧されており、スーパーで買い物をしようとしても商品がそろわない、あるいは、物を宅配便で送ろうにも、いつ目的地に届けられるか分からない、といった国民生活が退化する可能性も起こりうる。

こうした状況を開拓するため、日本各地において自動運転の実証運行が行われているが、「完全自動運転」である「レベル4」の取組は、アメリカや中国と比較すると非常に少ない状況にある。

私は、将来にわたり、地域の移動手段や生活を守り、経済活動の停滞を避けるためにも、自動運転の社会実装を積極的に進めていく必要があると考える。

この関西圏域の持続的な発展のため、広域連合として、自動運転の社会実装に向け、どのように取り組んでいくのか、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

運転士不足などを理由に、公共交通等の維持が困難となることは、住民の生活基盤を揺るがしかねない課題であると認識している。

国においては、昨年7月に「交通空白」解消本部が設置され、官民連携による取組が進められた結果、日本版ライドシェア・公共ライドシェア等に取り組む自治体が大幅に増加するなど、「交通空白」解消の手段は浸透しつつあると認識している。

しかしながら、ご指摘のとおり、運転士不足は今後さらに深刻化するおそれがあるため、ライドシェアだけでなく、自動運転の活用も期待されている。

関西広域連合の一部の構成府県市では、既に、自動運転バスの実証実験や、国土交通省の自動運転社会実装推進事業に取り組んでいるところ。

また、関西広域連合は、AIオンデマンド交通や自動運転をはじめとする交通DXの実装支援の拡充や、ドライバー確保への支援について、継続的に国に要望している。

引き続き、関西広域連合としてどういうことができるのか、不断に検討するとともに、自動運転やライドシェアの活用による公共交通の維持・確保に向けた取組を進めてまいりたい。

本県選出議員の質問概要

原 徹臣 議員

2 がん対策の推進について

(質問要旨)

がんは、日本人の2人に1人が一生のうちに罹患する疾患であり、徳島県では年間約6,000人ががんと診断されている。

また、昭和56年から死亡原因の第1位であり、令和6年においては全死因の約22%を占め、全国では約24%、約384,000人が亡くなっている。

また、がんは治療や療養により生活の質を大きく左右する疾患であり、生命と健康における重要な課題として、社会全体の取組が求められている。

近年は、がん医療の技術進歩により、転移前に発見された多くのがんについては、診断後5年経過しても90%近くの患者が生存することが報告されるなど、早期発見の重要性が高まっている。

こうした背景のもと、定期的ながん検診の受診は、がんを無症状のうちに早期に発見・治療し、がんによる死亡を防ぐ、極めて有効な手段である。

国においても、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5大がんについて、エビデンスに基づくがん検診を推奨している。

しかしながら、がん検診受診率は、目標の60%に対し、全国では43.6%から49.7%程度、徳島県においても40.5%から46.4%程度と依然として低い水準に留まっており、国や各地域において、受診率の向上が喫緊の課題となっている。

そこで、関西広域連合としても、がん検診の受診率向上に向けた機運の醸成を図るべきと考えるが、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域医療担当 副委員（志田 敏郎）

がんによる死亡を減らすため、がん検診の受診率向上は重要であり、関西広域連合構成府県市においては、例えば、大阪府の公募型プロポーザル方式による民間事業者のノウハウを活かした啓発キャンペーンや、滋賀県における集中啓発を行う週間の制定など、それぞれの自治体により、各地域に根ざした取組が行われている。

また徳島県においては、本年7月、県内の企業・団体とともに「徳島県がん征圧共同宣言」を行うとともに、従業員ががん検診を受診しやすい職場環境を整備した事業所に対する、新たな奨励金制度を創設。

加えて、働き世代や無関心層へがん検診の重要性を強く呼びかけるため、県独自のがん検診啓発キャラクター等を活用した啓発活動を進めるなど、がん対策を強力に推進している。

また、関西広域連合では、去る5月に、国の施策・予算に対する提案活動の中で、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等の整備を国に求めたところであり、引き続き、国全体でのがん対策の充実について、働きかけを行っていく。

今後とも、先進取組事例の共有による、各地域の取組の活性化等により、関西広域連合におけるがん対策をしっかりと推進してまいります。

本県選出議員の質問概要

原 徹臣 議員

3 関西一円の「自然」を活かした観光振興について

(質問要旨)

関西の真の魅力は、大阪・京都等の都市圏から少し足を延ばせばアクセスできる、多様で豊かな自然環境であり、これこそが訪日外国人の分散を促し、オーバーツーリズムの解消と地域経済の活性化を両立させる大きな鍵になるものと考える。

自然や文化体験、アクティビティを要素とするアドベンチャーツーリズムへの関心が世界中で高まる中、関西が持つ海、山、川、湖などの自然資産を戦略的に活用することは、新たな観光需要を創出し、観光客の周遊促進と滞在日数増加につながる。

例えば、徳島県では、豊かな水辺環境を活かした釣りを軸に、宿泊・食事・観光施設と組み合わせることで滞在・周遊型観光につなげるため、釣りとツーリズムを掛け合わせた造語「釣～リズム」というプロジェクトを取り組んでいる。

関西の他地域に目を向けても、紀伊水道の船釣り、奈良の天川や兵庫の揖保川の渓流釣り、山陰海岸ジオパークの砂浜、磯、漁港などの多様な海岸線での釣りなど、場所に応じて様々なスタイルの釣りが楽しめる。

このように釣りをはじめ、関西が秘める自然のポテンシャルを最大限引き出し、関西一丸となって海外のアウトドア愛好家に対し強力に情報発信していくことは、関西を世界中の人々を魅了するデスティネーションへ飛躍させるものと考える。

そこで、海・山・川・湖など、構成府県市が持つ多様な自然環境を関西の共通資産と捉え、関西広域連合が核となり、強力に海外プロモーションすべきと考えるが、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域観光・文化・スポーツ振興担当 副委員（鈴木 一弥）

関西には、山陰海岸、南紀熊野、三好の3つのジオパークをはじめとする豊かな自然や、そこで楽しめるアクティビティ、長い歴史を通じて育み紡いできた文化資源など、魅力的なコンテンツが数多く存在している。これらをテーマごとに結びつけて発信することで、周遊や滞在日数の増加につながるものと考えている。

そのため、関西広域連合では、関西観光本部と連携して8つの広域周遊ルートを造成し、自然という観点からは、例えば、「パノラミックな国生みの海」として鳴門の渦潮を含む淡路島と徳島を結ぶルートや、「実りの里山」として丹波の国の豊穣な里山を巡るルートなどを紹介し、周遊観光の促進に努めているところ。

また、大阪・関西万博に向けて官民連携で立ち上げたEXPO2025関西観光推進協議会では、徳島県の山犬嶽のトレッキングや無人島・牟岐大島での釣りやSUPなどを含め、関西各地の自然やアクティビティなどをテーマとした数多くの旅行商品を造成・販売しており、地域の自然の魅力を活かした観光商品への関心も高まってきていると考えている。

今後とも、万博で高まった関西のポテンシャルを最大限に活用し、海外プロモーションや旅行会社との商談会等の機会を通じて、関西の自然環境等の魅力を発信し、世界的なデスティネーションへと飛躍させてまいる。

本県選出議員の質問概要

原 徹臣 議員

4 営農型太陽光発電制度の改善について

(質問要旨)

本年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、2040年度の電源構成の見通しとして、再生可能エネルギーが4割から5割程度、うち太陽光が23%から29%と、主力になると期待されている。一方で、全国的に太陽光発電設備の適地が限られてきているという課題があり、優良農地でも設置が認められるソーラーシェアリング、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電制度は、一つの解決モデルになり得る。

ところが、この制度が農地転用許可制度に位置付けられてから十数年を経て、課題も浮き彫りになっている。例えば、パネル下部の農地における営農者の営農状況を見ると、単位収量が地域の平均から2割以上減少したり、サカキやシキミ、牧草など、一般的な農業のイメージからかけ離れた作物が栽培されていたりと、特に、農業者ではない発電事業者が主導する事業の場合は、発電に重きが置かれ、営農がおろそかになる事態が発生していると聞き及んでいる。

また、許可審査を担う都道府県や市町村農業委員会の現場に目を向けると、地域で栽培されていない作物の適切な栽培方法や、遮光下における収量データなどの知見が乏しく審査や許可後の事業管理に苦慮されているようである。

本来なら食料安全保障の確立にも国のエネルギー基本計画の実現にも資する一挙両得の制度だが、望ましい形での利用がされない事例が相当数あるのではないか。人口が集中し、電力需要も大きい大都市圏を抱える関西広域連合としても、食料安定供給の確保と再生可能エネルギーの普及拡大は喫緊の課題といえる。

そこで、例えば、農地所有者、発電事業者、営農者の役割分担を明確にし、それぞれの責任が十全に果たされることや、下部農地におけるるべき農業の姿を示すことなど、営農型太陽光発電制度の改善の方向性について所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域農林水産振興担当 副委員（友井 泰範）

営農型太陽光発電制度は、適切に実施されれば、食料安定供給の確保と再生可能エネルギーの普及拡大を両立し得る仕組みとして、一定の効果が期待される。

一方で、営農型太陽光発電に関する国調査によると、災害等を除き、下部農地での営農に支障があると判断された件数の割合は、広域連合域内では約12%で、全国と同程度となっている。また、制度上の課題についても、農地転用許可権者における事前の許可審査や許可後の事業管理の難しさなど、全国と同様の状況であると認識している。

国では、営農型太陽光発電を本来あるべき姿とするため、昨年度に農地法施行規則の改正及び取扱いに関するガイドラインの制定を行うとともに、本年度から「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」を発足させ、品目、生産性、生産者及び地域共生の論点整理に向けた議論を進めているところ。

関西広域連合としては、こうした国の動きを注視するとともに、必要に応じて構成府県市と連携しながら、営農型太陽光発電制度の改善に向けた対応を検討していく。